R9年度　児童・生徒募集　特認校

桜島をまるごと学び舎にする

桜島学校

令和９年度　児童生徒

募集期間 ： 令和8年11月2日(月) ～ 令和8年11月30日(月) 16時30分まで



【新校舎完成予定イラスト】

新校舎【鹿児島市桜島横山町1722－17】



1年生を迎える会



マグマアスリート(体力テスト)



桜島一周ツアー



学年の枠を超えた縦割り活動



部活動壮行会



新校舎ツアー(R8年度のみ)

特認校制度における入学（転学）の条件

1　対象となる児童生徒の居住地
鹿児島市に居住している児童生徒になります。（令和９年４月１日現在）

2　通学
保護者の責任において公共交通機関による自力通学、または保護者等による送迎にて、通学時間が概ね１時間以内で、８時１０分までに登校できることが条件になります。

3　入学（転学）時期
入学（転学）の時期は、原則として毎年４月１日とします。

4　保護者の義務及び協力
登下校時や放課後における児童生徒の安全確保に責任をもつとともに、学校の教育活動に対して協力していただきます。特に、台風接近時等における早期下校等の緊急時の対応は、学校の指示に従っていただきます。

5　特認校学校長との面接
特認校制度で入学（転学）を希望する保護者は、学校長との面接を行うことになります。

申請・許可等

1　申請の手続き

⑴　申請期間
令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月３０日（月）８時４５分～１６時３０分
土・日・祝日は除きます。（郵送の場合、消印有効）

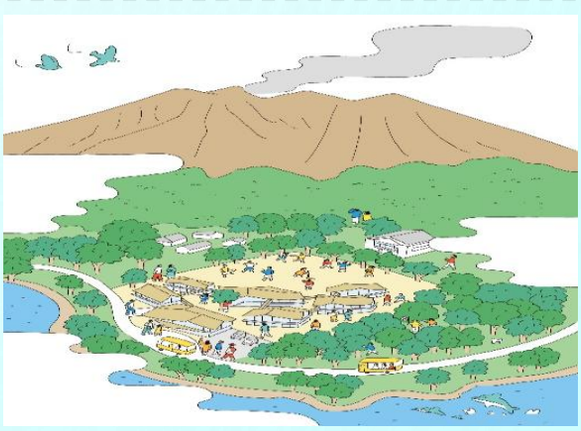
⑵　申請方法
「入学及び転学申込書」及び「指定学校変更申請書」を下記の提出先へ郵送又は持参にて提出してください。申込書等は桜島学校HPにてダウンロード可能です。

⑶　申請後の流れ
ア　教育委員会は申込書等に基づいて審査し、申請が認められた場合には、学校より保護者へ面接日について連絡いたします。
イ　募集人数については教室数の関係上、受け入れ人数に上限があるため、各学年の総児童生徒数が３０人を超えないようにします（１・２年生は２５人）。希望者が募集人数を上回った場合には、抽選とします。抽選を実施する場合は、抽選会に出席（代理可）することが必要です。
抽選の実施の有無は桜島学校HPに掲載します。また，抽選を行う場合は１２月初めに学校より電話にて連絡いたします。
ウ　特認校への入学（転学）の許可の可否については、学務課より保護者へ連絡いたします。
エ　特認校への入学（転学）が許可された場合、保護者は、在籍校や桜島学校での手続があります。

2　特認校入学（転学）の取り消し
入学（転学）の許可後において、申請の事実と異なり、特認校制度の趣旨に沿わない事由があると認めたときは、入学（転学）を取り消すことがあります。

＜申込書提出先＞
鹿児島市教育委員会学務課学事係（〒892-8677 山下町11番1号）
鹿児島市教育委員会学務課谷山分室（〒891-0194 谷山中央四丁目4927番地）
吉田支所総務市民課（〒891-1392 本城町1696番地）
桜島支所桜島総務市民課（〒891-1415 桜島藤野町1439番地）
喜入支所総務市民課（〒891-0203 喜入町7000番地）
松元支所総務市民課（〒899-2792 上谷口町2883番地）
郡山支所総務市民課（〒891-1192 郡山町141番地）

＜問い合わせ先＞
鹿児島市教育委員会学務課学事係　（手続きについて）
☎ 099-216-1476
鹿児島市教育委員会学務課谷山分室　（手続きについて）
☎ 099-269-8415
鹿児島市立桜島学校　（教育内容等について）
☎ 099-293-2914



特認校情報（桜島学校HP）

右のＱＲコードから、
桜島学校のHPに入りますと
詳しい情報が読み取れます。